



厚 総 第 7 6 3 - 1 号
平 成 2 9 年 9 月 4 日

各病院管理者殿

茨城県保健福祉部長

水防法の一部を改正する法律の施行に伴う医療施設における避難確保計画
の作成等について

このことについて、「水防法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）が平成 29 年 6 月 19 日に施行されたことに伴い、市町村地域防災計画（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画をいう。）にその名称及び所在地を定められた医療施設の所有者または管理者は、医療施設の利用者の災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画を作成し、当該計画に基づく訓練を実施しなければならないこととなっているところです。

つきましては、別添写しの内容を御了知のうえ、対象医療施設に該当する場合におかれましては、避難確保計画の作成に取り組まれますようお願いいたします。

なお、避難確保計画の作成に当たりましては、国土交通省の Web サイトに情報が掲載されていますので参考としてください。

（国土交通省 Web サイト）

○水害関係

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

○土砂災害関係

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html